

定住促進地域情報発信ツール整備事業の概要

地域団体が集落支援員・地域おこし協力隊・まちづくりデザインセンターと連携して、下記のような情報発信事業に取り組む場合、デザイン委託料や印刷製本費などを補助します。

■対象者

区・自治会・振興会など

■補助金額

デザイン委託料や印刷製本費などに対して10/10以内（1事業あたり50万円以内）

①集落の教科書作成事業

集落の生活様態・風習・伝統・地域資源など、移住希望者などが求める情報をわかりやすくまとめた冊子を作成する事業

②地域情報ツール整備事業

定住促進を目的として、住民が創意工夫を凝らした地域の情報発信ツールを作成する事業

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、単年度で完了しない事業は対象外です。